

議案第 28 号

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 9 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険条例（平成 18 年四万十町条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「7 月 15 日」を「7 月 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。